

千葉県告示第659号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により指定医療機関として次のとおり指定したので、同法第24条の規定により告示します。

令和4年8月9日

千葉市長 神谷俊一

【病院・診療所】

名称	所在地	指定期間
医療法人社団亮山会 ハート歯科	千葉市若葉区西都賀2-11-12	令和4年7月1日から 令和10年6月30日まで
医療法人社団星翔会 かなめ歯科	千葉市緑区辺田町365-1	令和4年7月1日から 令和10年6月30日まで
千葉眼科	千葉市中央区弁天1-2-3 KMビル3階	令和4年8月1日から 令和10年7月31日まで

【薬局】

名称	所在地	指定期間
薬局くすりの福太郎 作新台店	千葉市花見川区作新台4-4-2	令和4年7月1日から 令和10年6月30日まで
薬局くすりの福太郎 末広店	千葉市中央区末広4-20-7	令和4年7月1日から 令和10年6月30日まで